

山元町介護保険料所得段階区分及び保険料

《令和6年度から令和8年度》

所得段階	対象者	保険料率	保険料額（円）	
			月額	年額
第1段階	① 生活保護受給者 ② 老齢福祉年金受給者で、世帯の全員が市町村民税非課税の人 ③ 世帯全員が市町村民税非課税で、前年の合計所得金額と公的年金等の収入額の合計（公的年金所得を除く）が80万円以下の人	基準額×0.285	1,568	18,810
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で、前年の合計所得金額と公的年金等の収入額の合計（公的年金所得を除く）が80万円を超え120万円以下の人	基準額×0.485	2,668	32,010
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税で、前年の合計所得金額と公的年金等の収入額の合計（公的年金所得を除く）が120万円を超える人	基準額×0.685	3,768	45,210
第4段階	市町村民税課税世帯であるが、本人は非課税で前年の合計所得金額と公的年金等の収入額の合計（公的年金所得を除く）が80万円以下の人	基準額×0.9	4,950	59,400
第5段階	市町村民税課税世帯であるが、本人は非課税で前年の合計所得金額と公的年金等の収入額の合計（公的年金所得を除く）が80万円を超える人	基準額×1.0	5,500	66,000
第6段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の人	基準額×1.2	6,600	79,200
第7段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	基準額×1.3	7,150	85,800
第8段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	基準額×1.5	8,250	99,000
第9段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の人	基準額×1.7	9,350	112,200
第10段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の人	基準額×1.9	10,450	125,400
第11段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の人	基準額×2.1	11,550	138,600
第12段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の人	基準額×2.3	12,650	151,800
第13段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が720万円以上の人	基準額×2.4	13,200	158,400

※第1段階から第3段階については、介護保険法施行令により、それぞれに軽減割合が適用されます。

第1段階(基準割合0.455－軽減割合0.17)×基準額5,500円/月＝保険料額1,568円

第2段階(基準割合0.685－軽減割合0.2)×基準額5,500円/月＝保険料額2,668円

第3段階(基準割合0.69－軽減割合0.005)×基準額5,500円/月＝保険料額3,768円